

20/5/14 名古屋市議会経済水道委員会（名古屋城部分）

（名古屋市民オンブズマンによる半自動文字起こしアプリによる文字起こし）

委員長 鈴木孝之（減税・天白区）：この場合、ご報告いたします。

市政記者クラブ所属の報道機関より頭撮りの申し出がありましたのでこれをお許しいたします。

議事の都合もごさいますので関係撮影関係者におかれましては速やかに対する、もしくは所定の撮影場所へ移動していただきます様ご協力お願いいたします。

この場合、本日の案件に入ります前に4月1日付の人事異動に関して、同局より発言を求められますのでお許しいたします。観光文化交流局長。

松雄局長：おはようございます。

それでは本日出席いたしております職員のうち、4月1日付で人事異動がありました職員につきまして紹介をさせていただきます。

観光交流部観光に関わる名古屋城観光交流部観光に関わる名古屋城の活用担当主幹のかみなたかしてございます。

名古屋城総合事務所管理活用課長の堀田としゆきでございます。

保存整備室長の鈴木まさやでございます。

天守閣整備担当主幹の荒川ひろしてございます。

以上でございます。よろしく願い申し上げます。

委員長 鈴木孝之（減税・天白区）：それでは、これより本日の案件に入ります。

本日の案件は観光文化交流局関係で名古屋城における遺構の毀損事故再発防止対策および天守閣整備事業に係る新たな工程の素案についておよびあいちトリエンナーレ2019についてであります。

この場合、あらかじめ正副委員長から、本日の委員会運営についてお願いをいたしたいと存じます。本日は午後一時より議会運営委員会等が予定されておりますことから、効率的な委員会運営にご協力をお願いいたします。

初めに、名古屋城における遺構の毀損再発防止対策および天守閣整備事業に係る新たな工程の左について議題に供し、まず当局の説明を求めます。松尾観光文化交流局長。

松雄局長：本日当委員会でご調査いただきます案件は、名古屋城における遺構の毀損事故の再発防止対策および天守閣整備事業に係る新たな工程の素案についてでございます。

名古屋城における遺構の毀損事故につきましては、これまで原因の究明と徹底した再発防止対策を構築するために鋭意調査等を進めてまいりました。

去る3月31日に特別史跡名古屋城跡全体整備検討会議にていただいたご意見等も踏まえた

本日時点の再発防止対策案につき、中間案としてご報告をさせていただきます。

また、名古屋城天守閣整備事業につきましては昨年 8 月の竣工時期の見直し公表以降、新たな工程の検討を進めてまいりました。

このたび、天守閣木造復元に向けた手順、工程である新たな工程の素案を作成し、3月31日の全体整備検討会議にお諮りをいたしましたので、これもご報告させていただきます。詳細につきましては総務課長から説明させていただきますのでよろしくお願い申し上げます。

委員長 鈴木孝之（減税・天白区）：伊藤総務課長、座ってどうぞ。

伊藤総務課長：恐縮でございます。それでは、名古屋城における遺構の毀損事故再発防止対策および天守閣整備事業に係る新たな工程の素案について、お手元の資料に従い、ご説明させていただきますのでよろしくお願い致します。

また、参考資料といたしまして特別史跡名古屋城跡に関する市長コメント 3月27日および特別史跡名古屋城跡における遺構の毀損事故再発防止対策（中間案）を配付させていただきましたので、あわせてご覧いただきたいと存じます。

恐れ入りますが説明資料、名古屋城における遺構の既存事故再発防止対策およびなお、天守閣整備事業に係る新たな工程の差についての 1 ページをお願いいたします。

1 特別史跡名古屋城跡における遺構の毀損事故再発防止対策でございます。

初めに（1）再発防止対策に関する基本的な考え方でございます。

ご覧賜りたいと存じます。

（2）既存事故に繋がった問題点および原因でございます。ア、問題点といたしまして、毀損事故に繋がった問題点として、試掘調査が、遺構の状態を確認するには十分な調査ではなかったことを始め、7項目を掲げさせていただきました。ご覧賜りたいと存じます。

2 ページをお願いいたします。

イ、原因といたしましては先ほどの問題点が生じた原因として、史跡の保存のための基本的な考え方を共有する仕組みが十分ではなかったことを始め 5 項目を掲げさせていただきました。ご覧賜りたいと存じます。（3）再発防止対策でございます。

再発防止対策といたしましては、史跡の保存のための基本的な考え方の徹底と共有を行うことを初め、5 項目を掲げさせていただきました。ご覧賜りたいと存じます。

3 ページをお願いいたします。

（4）既存の状態および修復方針でございます。

今回の毀損の状態を 3 点に分けてお示し、4 項目目に修復方針を 1 点お示ししております。修復方針といたしました考古学分野の有識者に諮りながら、現状詳細に調査した後、建造物分野の有識者に諮りながら、別途、具体的な計画を定めていくこととしております。ご覧賜りたいと存じます。

(5) 今後の予定でございます。

文化庁および有識者などの意見を踏まえた上で次回の全体整備検討会議に諮った後、最終の再発防止対策として取りまとめる予定でございます。

4 ページをお願いいたします。

2 名古屋城天守閣整備事業に係る新たな工程の素案でございます。

初めに (1) 解体と復元を一体で現状変更許可を取得する場合のイメージでございます。

現天守閣解体の現状変更許可と、天守閣木造復元の現状変更許可を一体で取得する場合の現天守閣解体天守閣木造復元およびそれに付随する調査等においてそれぞれ必要とする手順につきまして、図でお示しさせていただきました。ご覧いただいと存じます。

5 ページおよび 6 ページをお願いいたします。

(2) 新たな工程の素案でございます。

新たな工程の基本的な方針とし、天守閣木造復元案が実現可能な手順、工程につきまして掲げさせていただきました。

現状変更許可の取得、地元有識者会議、石垣と遺構保全および木造天守閣復元の 4 区分においてそれぞれ必要な手順を想定される所要期間と併せてお示ししております。なお、こちらの工程の素案につきましては、令和 2 年 3 月 31 日の特別史跡名古屋城跡全体整備検討会議時点のものでございます。

また、現時点で所要期間が不確定な手順につきましては、点線でお示ししております。

7 ページをお願いいたします。

(3) 新型コロナウイルス感染症による工程への影響でございます。新型コロナウイルス感染症における天守閣整備事業への全体工程の現時点での影響についてお示ししております。以上簡単ではございますが、資料の説明を終わらせていただきます。

よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

委員長 鈴木孝之（減税・天白区）：説明が終わりましたので、ご質疑等があればお許しいたします。

江上博之（共産・中川区）：では資料に基づいて質問させていただきます。1 回か 2 回ね、一度やったところではありますが、全体整備計画、検討会議を受けて初めてでありますし、新たな資料というかね、そういうところも出てきておりますのでそれを踏まえて質問します。

1 ページのところに毀損事故に繋がった問題点および原因というのがあります。

問題点がいくつか書かれておりますけれどもまず 1 点目に、整備に先立ち試掘調査を行ったが云々というのがあります。

これ十分な調査が何なのかということはもちろんありますけれども、こういう史跡を調査して、本来今回でいうと何か文章に基づいてね掘る、ここまでだったら大丈夫だとかなん

とかやってみたいですけれども、それは文書ではなくて本来は発掘調査をやらないといけなかったのではないかというふうに私は思いますがいかがですか。

村木副所長：今回毀損が生じた西の丸の地点につきましては平成 24 年度と 30 年度に江戸時代の蔵の位置や構造を調べる目的の発掘調査を行っております。

ただ面積等限られておりました江戸時代のその蔵の状況を正確に把握するためには不十分な調査であったというところで蔵の正確な復元をするには不十分なデータしか得られておりません。ただそのことを担当の学芸員の方は認識はしておったようですけれどもそのことにつきまして学芸員の間あるいは学芸員と工事担当者間で情報の共有等がうまく行われず、そのまま把握調査が不十分な成果のまま次の段階へ進んでしまったというようなことでございます。

江上博之（共産・中川区）：事前にやったというのが発掘調査というのかどうか私はわかりませんが、試掘調査をやっていることは事実で、南側の石の列、石列遺構を確認したとか最近のもので言えば、石列が確認できなかったとそういう報告まで書いてあるんですね。

今言われたように、不十分だったんです。不十分であったことが学芸員が知ってたと言ったって十分かどうかの上でやるのが仕事であって、不十分を承知でやるなんてこと自体が私には理解できないわけですよ。

徹底した発掘調査をやるということをやらなければこういう文化財保護ってのはできないんじゃないですか。そういう姿勢というのは当然のごとく必要だと思いますが、なぜそれをやらなかったんでしょう。

村木副所長：委員ご指摘の通り調査に基づいて整備をしていくというのが大原則でございますので、その調査が不十分なままに進めてしまったというところを大変反省しているところでございますけれども、平成 30 年度の調査が年度末等であったこともありましてですね、あの情報の共有等がうまく進まなかったというところがあったというところでございます。

江上博之（共産・中川区）：そうすると、発掘調査を改めてやらなければ、次の事業の再開はできないと思うんですがどうですか。

村木副所長：現地の調査につきましてはまずは毀損したら 6 番の御蔵のところの調査をするというのは最優先にさせていただきたいと思っております。それ以外の地点につきましては、まず毀損の状況に一定の目途がつかしましたところで、改めてどういった整備の内容について文化庁等とも相談してまいりながらですね、整備の方向あるいは調査の状況調査

の必要性について改めて検討してまいりたいというふうに考えております。

江上博之（共産・中川区）：そうすると発掘調査もありうるとこういうことでよろしいですか。

村木副所長：6番以外のところにつきましては必要であれば発掘調査しないといけないというふうに考えております。

江上博之（共産・中川区）：それでちょっと言いかけた5番蔵の問題もあるんですね。

6番蔵問題なんだけども、5番蔵のところの発掘調査はどうだったのかと良かったのかと、そういう問題もありますけれども、これについても今言われたように、発掘調査やるかどうかはね最終的に結論が出ないにしてもそれも含めて、やはりこの部分についても調査が必要だと、そういうことでよろしいですね。

村木副所長：5番の蔵につきましても、6番と同様立ち合いをしないと、立ち合いのない状況で施工にあったというところは事実でございますのでそういったところをまず検証してまいりたいというふうに考えておるところでございます。

江上博之（共産・中川区）：まずじゃそのことを含めてね、発掘も含めて検討をきちんとしていただきたいと思います。

次に、この問題点をちょっと指摘してきますと、1.2.3.4、4点目。4点目にですね、保存整備室が立ち合いを明記した部分についてのみ立会い調査センターに依頼し云々とありますが、学芸員は立ち合いの範囲をどう考えるかということという学芸員は立ち合いは全部必要だとそういうふうに言っていたわけですね。

それが何故、現実には学芸員が立ち合いは限られたところしか行われなかったのか、そこはどういうふうに分析しているんですか？

鈴木室長：はい整備担当といたしましては、現状変更許可申請書に立会いを実施する工期を明記した上で許可を受けておりましたことから、この明記した工期のみが立ち合いの対象であるとそういった認識を持っておりまして、設計当初にもこれを明示しておりました。施工段階となりましても、今申し上げたように申請内容に関する認識がありましたことから学芸員さんへの指摘への対応が十分にできず、その結果施工業者に対しましても指摘を踏まえた具体的な指示を行うことができませんでしたということでございます。

江上博之（共産・中川区）：この工事というのは土木工事でしょうから、土木の工事管理担当者これが1人必ずいるわけですね、管理の担当。それとは別に文化財保護の観点から学

芸員が立会いをすると、その学芸員は全ての工事に立ち合いをしなくちゃいけないと言っていると、今言われたのは工事の担当の技師はね、どういう立ち合いかというときに言われる話かもしれないけども、学芸員は全てにやらなあかんと考えていたと書いてあるわけですよ。

書いてあるのになぜやらなかったのか。まずそこができなかったのかその理由は何でしょうか。

村木副所長：今委員ご指摘の通り、学芸員の方はその本来立会いをするべきというところに今日工事担当者と学芸員の間に認識の齟齬があるというところは承知しておったんですけどもそのことをですね名古屋城調査研究センターといたしましては組織としてうまくその問題に対応することができませんで結果としてその工事担当者の認識を変えることができなかったとかいうところでございます。併せましてその実際の立会い現場におきましても、あの工事担当、立会いの担当はその時点でですね工事等の計画等も把握しておりませんでしたので実際に立ち会うことができなかったというところでございます。

江上博之（共産・中川区）：要はね整備がね、中心になってしまって、文化財保護という部分が、やっぱりなおざりになっているんじゃないかとそういうことを指摘せざるを得ません。

次にあとからちょっと読んでいきますとねその下の点ですよ、工事の施工段階において保存整備した日々の作業内容を把握しておらず、学芸員の立会い依頼があった地点以外の状況を把握していなかったため、当該地点で掘削が行われることを誰も把握していなかった。反省文というか教訓としてか、事実だから書いてあるんでしょうけども、これ凄いこと書いてあるんですよ。誰も仕事を知らなかった。業者任せであった。

こんなことはあってはならないと思うんですが、なぜこんなことが起きたと考えてるんですか。

鈴木室長：はい。監督員といたしましては、週間の予定として、このレベルに置きましては施工会社などを把握しておりましたが、先ほども申し上げましたように監督には明記した工期のみが立ち会い対象であるといったこうした認識があったことはそもそもこの箇所につきましては遺構の包含層、含まれた層よりも浅い部分の掘削しか行わない設計内容であるとかこういった認識であったため、当日の詳細な作業内容までは把握できておりませんでした。

江上博之（共産・中川区）：ようは認識の前提がね、発掘がきちんと行われてないままで、何らかの古文書に基づいた厚みといますかね、だからここにはないんだと、こういうことを決めてやってるもんだから。

だからある意味では工事監督者から言うと設計に基づいてやる範囲でやってたということかもしれないから、前提そのもののやっぱり調査がなおざりであったことが工事にも反映しているというふうに私には見えます。

そういう点でもやっぱり整備をとにかく早くやろうというふうにしか見えない。

ましてや、誰が何をしていたかもわからないなんていうことをね、正直言ってよく書いたというのが率直なところ素直と言えれば素直ですよ。こんなことがあるんかいなというぐらいの内容でした。その上で、実際の工事なんですけどねこれは中間案の 7 ページに、工事の時の配置がでてきてますよね。

これを見ると、学芸員まず、管理やってるその工事管理の担当者、これが紫っぽい色のところですかね、それから学芸員の方が緑。

この石列石列の一番北のところの穴に入ってきたと、こういう話のようですね。

でもう 1 人は学芸員 1 という方が石の方に見えるということですが、見ると機械をなぶって見る方が二次下請け作業員 2 名オペレーターが 1 人と手元作業員が 1 人いたと、その近くに現場代理人の元請の方が見えると、からちょっと北の方に、工事監督で一次下請けの方が見えると。言ってみれば業者の方で言えばそれなりに体制が組まれてるのに誰も知らなかったという名古屋市の割にはちゃんとやってるってことは事実です。

だけれども、ここで正方形の礎石が出てきたわけですね。

この重機をちょっと動かしたら当たったと。当たった瞬間にオペレーターの方はこの元請の方とか、工事監督の方に普通は相談してこういうものが当たっちゃったんですけどどうしたらいいでしょうかとか言って相談するのが普通だと思いますが、そういうことについての事実関係はどうなっているのでしょうか。

鈴木室長：当日の等を作業員さんの配置につきまして、ここの 7 ページにお示しさせていただいているように判明をしております。

これは原因究明する調査委員会の中でヒアリングを実施し、この 7 ページの状況を再現しているわけではございますが、そのヒアリングの中でですね、掘削作業を行っていた直前に委員ご指摘のように一次下請けの工事監督、それから元請の現場代理人がおりましたが、作業していたこの重機オペレーターなり、手元作業員からそのような類の相談があったというような話は私どもとしては聞いておりません。

江上博之（共産・中川区）：私としてもこれもまた全く不可思議。普通工事やってみえる方、ましてや特別史跡やってみえる方、ましてや留意点という形でね、言葉も書いてあるとこでやってるのに認識がないとすれば、それはもう工事をやる資格がないと私には思えるところがあります。

しかし一番問題は北の方にいるかもしれないけれども、認識しなかったって工事の重機の音っていうのは全く静かでねやってるとも思えないし、そのこと自体僕は不可思議でしょ

うがないんですよ。全く気づかなかったんでしょかねこの学芸員の方等々そこら辺はどうですか。

村木副所長：はい学芸員がこちらの図に示した位置におったんですけれども普段から場内で重機等が動いておりましてその掘削に伴わないことも含めまして重機等が動いておりましたので重機が動いといったとしてもですねそれが掘削に伴うものだというふうに判断できなかったというふうに聞いております。

江上博之（共産・中川区）：今回の工事はね、どうもあの聞いていますと、この礎石の前の段階で前日かどうか知りませんが別の石をね、やってたと。

でもそれと同じようなペースでね、やったというようなことも聞いているんだけど、前のときは砂利とは言わないけどそれなりの大きさのものなんでしょうけども、どう見たって、その遺構とは思えないものですけど、今回の場合は正方形のものができて、その後石が並んでいて、取れるものは取って取れないものは取らない。

とにかく一列に並んで。どう見たって自然のものとは思われないそういうものなんですよ。

そういう点ではね、今言われるように相談もないっていうのは私は全く不可思議。この追及というのが僕は必要だと思うし、学芸員との関係も改めて必要だと思います。この点で改めて局長にお聞きしたいんですけども、僕は結局整備ね急ぐと、たいてい期限、年度末の問題もあったかもしれない。

それから途中で聞いてて重要文化財のこの施設については全体整備計画の座長さんかなんかがね、この石は、もう少しいいものいいものっていうか、きちんとしたものにしんといけないんじゃないとか、その途中でこの委員会でもね、報告があった覚えがあるんですけども、やっぱりそういうこともあって、とにかくいろいろ嵩んでるものだから、整備に力を入れないととにかく年末に終わらないといけないと、そういうことから文化財保護というものがね、結果的になおざりになっている。

なによりもこういう地域というのは文化財保護、そのためにより良い整備をするということが前提であって、そういう点では文化財保護について一層文化的に、きちんとした整備をやっていくと、こういう姿勢が改めて求められているのではないかと思いますがいかがでしょうか。

松雄局長：江上委員のおっしゃる通りだというふうに思います。この2月市会のときに委員会の場でも私申し上げましたように市としては大変恥ずかしい。そして国民の皆様にも深くお詫びをしなくちゃいけない重大な案件だというふうに認識をいたしております。

ですから、私のところで倫理条例を根拠にいたしました委員会を作って一から出直すためにはある面できついかもしれませんが正直に我々のやったこと洗いざらい出して、それ

への姿勢以外に出直す道がないというようなことでしたわけでございます。

そして、18 ページのところで再発防止対策の基本原則を書かさせていただいているわけでございますけれどもいま一度、やっぱり国民の財産である特別史跡をお預かりしているとそれは国に成り代わって、名古屋市がお預かりしてるといったことを深く自覚をいたしまして、これから仕事をきちっと仕事をしてまいりたいと、そのための出直しをいたしたいというようなことでございますので、ご理解を賜りたいと存じます。

江上博之（共産・中川区）：この毀損事故について私の意見申し上げて終わりますけれども、やはりそういう点から言ってもね、まだまだ理解できないところがあります。

わからないところがあります。

事実をきちっと書いたってことは僕は前進だと思ってます。

恥ずかしいことながらちゃんと書いたと、それは僕は立派と思ってますけれども、それを再発防止のために活かすためには、やはりまだまだやるべきことがある、とにかく文化財保護のための力量を増やすこと、それがまず何よりも必要だということをこの点では申し上げておきたいと思います。新工程については後でまた。

田辺雄一（公明・千種区）：せっかくの機会なのでこの機を逃すとちょっといろいろ聞くこともできませんから短めにいくつか、あの2点ばかりお聞きしたいと思います。当初聞くとつもりなかったんですけど今、江上委員の方から何でも言いたい放題におっしゃってるんで、ちょっとこれは業者さんに関してね気の毒なことになってはいけないと今後のいろんな工事を発注する際にも、業者さんがいろんなことで尻込みしてもいけないので、ちょっと確認をしておきたいんですけども、先ほど江上委員がね、普通は相談するだろうというね、こういう非常に軽率な発言をされたんですけども、普通ということのね、基準というのは非常に難しい。

江上委員が前職どんなお仕事をされてたか私はわかりませんが、私がね電子部品のね営業をしたときにはね、施主さんの出してきた設計図は絶対なんですよ。

それに対してこちらのね、いかなるね、あの勝手な意見も入れてはいけないんです。うん。それが例え施主の失敗の図面であったとしてもその通りに作るというのが、いわゆる製造業の仕事ですよ。ね、それがプロってものです。だから今お聞きしたいのは、資格がないという言葉も出てきたもんだからこれ聞かざるを得ないんですけども、工事をする人に、いかなる資格を求めているの、じゃ。そのいわゆる文化的基礎事項的なね、こういう歴史建造物的な素養というのを作業者にまで求めているわけ？皆さん方は。教えて？

鈴木室長：工事の施工に関する資格に関するご提発でございますが、今回の工事に関しましては国からいただいております現状許可変更申請の許可に、条件に対しましてこういった史跡に対する経験の有無ということは明示されておりましたので工事内容を鑑み

まして一般の造園の施工の業者ということで入札を行っている次第でございます。

田辺雄一（公明・千種区）：そういうことだね。そうすると追求という言葉もさっき出てきたけど追及する必要はあるのかなのか教えて？

鈴木室長：資格の有無という点に関しましては私共から責任を追及するという事はないと思います。

田辺雄一（公明・千種区）：そうだよ。言いたいこと言うのは勝手なんだけど、そんな必要はないんですよ。

施主が出してきた図面が間違っていればその通りにやっちゃうんですこれは、これは致し方がない。うん。

そこに何かの気づきを求めたり、そこで工事を変えたり勝手に変えたり、止めたりすることは工期の問題も出てくるし品質の問題にもなってくるわけで、私業者さんに対してあなたが求めていることを決して間違っていないと思うし、それに対する業者さんの仕事ぶりというのも決して間違っていないと思うので、そこはねこれインターネットでね、世界中に配信されてますから、妙な誤解があってね、こんなことを見聞きしてね、業者さんがね次からは普通に造園で発注応募かかってくるけど、うちはそういうこと経験がないから応札するのやめようとかってというようなことに繋がっていけないから、それはやっぱり皆さんがきちっと判断をして、どういう素養を求めるのかということはある程度いけば何も追及する必要もないし責任なんていうのは発生しないわけであって、そこが今明確になったんでよかったかと思います。

さて一つだけお聞きしたいのは、これは私、お読みするところによりますとね、煎ずるところは試掘が不十分だったんだろうと。ね。

一点と一点、端と端を結んだところで図面を書いてしまって、途中にもしかすると直線じゃなかったかもしれない、蛇行してたかもしれない。葺だからといってね礎石がまっすぐとも限らないし、一般常識的には真っ直ぐなんだけれども、もう1点2点3点ぐらい試掘しておけばこういうこともなかったかもしれないというような部分もあるんだけど、設計最終的に結果的には間違った設計図の通りに工事してしまって毀損をしたと。間違った設計図を起こしたあの原因は試掘が足りなかったと分析が足りなかったんだろうと予測でやっていくしかないもんだからどこまで行っても。そういうことでよろしいのかな。

村木副社長：設計するに当たりましてその基になるデータを提供するという意味での試掘調査といいますか発掘調査が不十分であったといえます。ですねそれに基づいた設計がまた違ったものになってしまったというところがあるということは間違いがございません。

田辺雄一（公明・千種区）：そうすると私前回のときに局長がお答えいただいたんだけど、組織的な責任なのか、個人に帰する責任なのかということをお尋ねをして今回いろいろ調査をしていただいたんだけど、これに関して最後の質問にしますけれども、結果的にね、いろいろ皆さんがたなりに徹底的に調査をされたと思うんだけど、責任が帰するのは組織であったのか、あるいは個人だったのか、個人とは1人とは限りませんよ、複数の個人ということもあり得ますよ。そういうことをお聞かせいただきたいと思います。

佐治所長：今回事業全てを進めていく上で、もちろん担当者というのがございました。ただ、その担当者の認識が甘かったということから今回の反省点として挙げられているかと思います。その担当者のいろんなその業務をですねその組織としてやっぱりきちんとチェックできなかったというそういったところに最大の原因があったかなというふうに考えておりますので、今回、この再発防止対策これ中間でございしますが中間案を基にですね、全職員に対してこの説明会を行って研修みたいなこともすでにやっております。そういったことを含めまして個々の職員が特別史跡内で事業を行っていくところにつきましてはしっかり認識を持ってそれを組織でもってバックアップしていくとそういった体制を仕組みとして作っていくことが一番大事なかと考えておりますので、我々としては組織の責任だというふうに考えているところでございます。

田辺雄一（公明・千種区）：組織で決めたことに従って動いた以上組織の責任なのかなとも思います。

ただ今回のいろんな調査に基づいて次対応したときには例えばね、今回のように試掘のポイントが2ポイントだったと2ポイントで設計をしますというようなことをみんなで話したときに、それがいやこの場合3ポイントだろう4ポイントだろうとあるいはもうこれ全部手掘りであった方がいいんじゃないかというような方向転換、あるいはダブルチェック、これができるような体制になったということですか。

それともやっぱり誰かがあの2ポイントですが、設計進めたいと思います。したら、結局皆でよってたかって話ししてなるほどいるそれで良いんじゃないって。

我々わかんないって、あなたが現場でそれで判断したならそれでいいよってことになってしまうのか、どうなんでしょう。

佐治所長：この中間案の中での取りまとめでございしますが、私どもとしましては、今後調査の段階から設計の段階、工事の段階、各段階で担当者が一堂に会して綿密な打ち合わせをした上でも進んでいくということでその途中では有識者会議の意見も踏まえながら進めていくというそういったことをまあ仕組みとしてうたっておりますんで、二度とこういうことがないように気を付けていきたいというふうに考えているところでございます。

田辺：ありがとうございます。みんなでチェックをしていく。再発防止をしていく。こういうことがまず重要。もう一つ重要なのは問題が起こったときにその責任がどこにあるのかということが明確になっていくことが重要なんだと思うんです。みんなで諮れば諮るほどと責任を分散をしていき、最終的にはその会議で決定したんだからその会議全体の問題の責任なんだと、ひいてはその会議を持とうというふうに決めたルールの問題なんだと言って結局誰の責任なのかわからなくなっていくというのが、これ世の中の不幸な話なんだけども、今回は問題が起こらないようにするための様々なチェックの機能を充実させるとともに、仮に問題が起こったときには責任が明確になるようにもなっているのかどうか、ここを教えていただきたい。

佐治所長：当然私が現場の責任者でございますので、しっかりとその現場の進捗状況することも確認しながらの事業の進捗を見守ってまいりたいというふうに考えているところでございます。

田辺雄一（公明・千種区）：よろしくお願ひいたします。民間の仕事だとね、必ず誰かが責任を取るんですよ。首になったり、降格になったりってことがあるんです。これ厳しいですよやっぱり。だから民間が優れているとかね公が優れていないとかって話じゃなくて、やっぱり緊張感をもって仕事ができるわけですよ。うん。今の話聞いて心配だったのはあまりにも責任の所在が組織にあるということを強調しすぎて、結局分散して分散して最終的に何か起こったときの責任がどこにあるかがわからないといったときに今度はまた無責任体質になっていくということになっちゃいけないのでお聞きしたんだけど、佐治さんが責任をとられるということ。自分の責任においてきちっとやっていくというふうにお立場のね、あの個人というよりはそのお立場においてやっていくというふうに聞きましたのでその中で緊張感を持ってやっていただければ安心かなと思います。よろしくお願ひします。

渡辺義郎（自民・北区）：どうだねこれ結局ね、結局結論で言うと、行政側がね、しっかりとこの問題についてですよ立ち合いをしなくちゃいけないのもそういうことをしなかったという。業者には何の責任もないんだとこういうふうで理解してもいいんですなあ。はっきり答えてもらえんか？そこらあたり。

佐治所長：工事を発注する上でですね、過去にその試掘をしたその調査結果でありますとか、このエリアにこういうものが埋まっている可能性があるとかそういったことを私どもがしっかりと業者の方にお伝えしていなかったということが最大のミスかと思っておりますので、やっぱり我々に責任があるというふうに考えているところでございます。

渡辺義郎（自民・北区）：：ちょっと、我々の責任であなた方の指導だとか、そういったね、いわゆるどういうんですかねマニュアルというか、きちっとですねしてなかったところにごういった問題があるんで、業者にも責任ないけど我々にあるんだと、そう言や。はっきりとそんでいいんだわ。

佐治所長：失礼しました。今回のこの件につきましては私共に責任がございます。

渡辺義郎（自民・北区）：よーし、わかった。了解。

江上博之（共産・中川区）：あの工程について質問します。

ページ5 ページのところに新工程の3が出ております。

これを見ますと、復元検討委員会がずっとあって点線に当然なっているということは前提ですけれども、申請を1年後2年後の年度末に行って、何らかの形でどっかのところでね、許可をもらうというようなことになってるんですが、大前提には追加情報これもきちっとされているかどうか、私は大きな問題だと思うんですね。

申請の中身でもこの追加情報がきちんとできているかどうか問題でその追加情報っていうのは、私の認識でいいますと、大きくは二つあって、一つは現天守の解体や仮設物設置等を考えたときに、石垣等の遺構に与える影響、こんな判断するための調査検討が必要だと。

具体的には現天守台の北面の孕みだしの調査検討。空隙をもっと見なあかんとかなんかいろいろねまだまだ出てるんじゃないかとそれから天守台石垣の背面のあの地下穴蔵のところなんでしょうね。穴蔵の空隙も調査、こういうものもあるんじゃないかとから深井丸の地下遺構の問題があるんじゃないかと思います。

もう一つ大きな柱に現状変更しようとする理由として、跳ね出し架構工法。要は基礎構造ですね。この方針について計画もっとやらなくちゃいけないと、これだけの追加情報が必要だと言われてるんですが、これを見ると、だいたいどうでしょうこれは今年の7月か8月には追加情報を提出できるあるいは整理できるみたいな書き方をしてあるんですが、そんな今段階なんですか。いかがですか。

村木副所長：天守の新工程につきましてまず委員ご指摘の通り二つ大きな追加情報として出すものがございまして、その一つ目の調査の方なんですけれどもこちらにつきましては今年度に入ってできるだけ早くという計画を立てておったんですけれども。

昨今の事情によりまして調査の方を有識者会議等ができない関係もございまして、調査の方が遅れておるところでございます。状況が許すようになりましたら早急にお諮りして調査を始めてまいりたいというふうに思っておるところでございます。

江上博之（共産・中川区）：それから跳ね出し架構の方の考え方っていうのはどうなんですか。

早川主幹：跳ね出し架構については見直しを今考えております。

見直しを考えておりますが、それに伴いまして穴蔵試掘調査と書いてございますこちらの結果をもって考えていきたいというふうに考えております。

江上博之（共産・中川区）：考えていきたいという今は4月20日、8月に出すというので段階で考えていきたいということはまだまだかかるんじゃないかってことを改めて感じました。

今、文化庁にいろいろ申請なり話をするためには、先ほどの石列の毀損事件問題ね、これが解決しないと、これまず進めれないはずですよ。加えて今の追加情報がきちっと整理されて、市の考え方としてはこうですということを示せなければ、やはり提出できないんじゃないかと思えますよ。そうすると7月は8月で、こんなことができます？できると思ってみえるかどうか。

荒川主幹：この工程でさせていただいたのが3月31日だったというのもございますが、当時としては5月中ぐらいに手続きに入っていければというふうに考えておりましたが昨今、コロナの関係もございまして有識者等の会議が開けない状況でございますので、概ね2ヶ月程度遅れておるかというふうに思います。全体としてはそういった影響を受けるかと思えますけれども工程、非常に長いスパンになっておりますので、全体の中で吸収していければというふうに考えております。

江上博之（共産・中川区）：今までもいろいろとみんな吸収してるんですよ。

みんないつもその末までにはできますとかね、財政的にもなんとか吸収しますって言葉はこれからの話だもんだからできちゃうんだけど、現実問題、もう一度確認しますが、この毀損事件の解決問題、原因究明、文化庁の確認、それからもう一つは追加情報についても、名古屋市の整理ができなければ、文化庁への申請はできないと、そういうふうに理解しているかどうか。いかがですか？

荒川主幹：まず毀損に対する調査の方を責め優先して進めていくのはこれは当然でございます。その後、調査も追加情報に関する調査も進めてまいりますけれども、一定の今現在では遅れは生じておるといふところですので、この今回お示している通りにいくかどうかということはまだ少し変わってくるかと思えます。

江上博之（共産・中川区）：私がお聞きしているのは、もう一度言いますよ。毀損事故に対

する市の結果の原因これどうですかと文化庁がわかったと言うまで、あるいは追加情報についても名古屋市の整理ができて、これで、文化庁に話を持っていけると、そういうことをやった上で、この追加情報というところから進んでくんですねと、そういうことについて聞いてるんです。

佐治所長：私共の考え方としましては、まず全体整備検討会議の方から毀損の関係についてもその工事についても部会の場で議論してくださいというふうに前回いただいております。まずはその毀損の関係についてしっかりと部会に諮った上で全体的整備検討会の方に戻していただいてその毀損対策これは認めていただいた上で文化庁報告をしていきたいというふうに考えております。

その上であの従来から宿題をいただいております追加情報でありますその辺のことにつきましてもきちんと文化庁の方には提出していきたいというふうに考えておりますのでまずは毀損の関係をきちんと整理したいということを考えております。

江上博之（共産・中川区）：だから私の質問に答えてみえない。

私が聞いているのはそういうことがなされなければ次へ進めないと考えてみえるんですかと。

それはそれで並行してやっていきますと、調査は調査で並行してやっていきますと他のこともやっていきますと、毀損事件の解決云々はそれはそれですと、そういうことじゃなくてちゃんと一つ一つ整理ができた上で次のことに進むと、そういう考え方で進められるんですねと聞いているんです。

佐治所長：我々の姿勢としましてはまずは毀損の環境の再発防止策を徹底してそのまま整理していきたいというふうに考えております。

江上博之（共産・中川区）：わかりました。

今度その問題が解決しなければ進まない。それから追加情報についてもきちっとしなければ進まない、ということだと思います。

そういうことから言えば、この工程表というのは点線で書いてあるからね、これは決めではないというふうに言われるかもしれないけども、とにかく2027年の2028年か10月ぐらいにはできるかのような書き方をしてあるんでね、やっぱりそれはやっぱり誤解を生むのではないかと思ったら、何をしなければならぬか、これをしてその上でやりますよってことを明確にしていく必要があると思います。

最後にしますけれども、文化財保護をね、第一ということを考えれば先ほどから申し上げたように、文化財保護の上で整備ということは考える。

その整備についても、文化財が一層生きるとするためにやる整備だとそういう点ではです

ね、改めて今回の技術提案交渉方式も期限の問題もありますそういう問題もあります。その見直しが必要だし、基本協定書についてもやっぱりこれは見直しが必要だと無理な工程を進めるんじゃなくて、まず文化財保護に全力を挙げていただきたいとそのことを申し上げておきます。

それで最後ですけども、やっぱりこういうことをすすめただけ一番の原因はね市長が強引に木造復元をやろうとしてると、そこに問題があるということだけ指摘しておきます。以上です。

委員長 鈴木孝之（減税・天白区）：他によろしいですか。はい、浅井委員。

浅井正仁（自民・中川区）：江上委員の方からほとんど聞かれましたんで。今日もう5月14日なんですけども何が起こった日か、局長ご存じですか。

松雄局長：すいません。ぱっと思いつきませんでしたけど天守閣が燃えた日、今日の新聞にも載っておりました。

浅井正仁（自民・中川区）：新聞のことは知りませんでした、まさしく今日ね、20年の5月14日8時20分頃だと思んですけども米軍の焼夷弾によって、名古屋城が燃えたと。でこれはいわゆる天災じゃなければ人災なのかもしれない。

今回5月14日に人災によるもう一個の毀損をこの所管庁でやるというのは運命なのか偶然なのか因果なのかよくわからない。

局長も2月の定例会でも姿勢を正すとかそういった言葉もあるもんでやってしまったことはもうしょうがない、あとは有識者の方の意見を聞いてしっかりと修復やっていただきたいと思っております。

それでこの資料でちょっとだけ質問させていただきたいのは、さっき江上委員も言われたんですけどこれずれ込むんですよ、調査が今現状やれないとかで、先の2月の教育委員会の中で教育長が文化庁の理解を示せなければ副申書は出さないとまで明言されとるのはご存知ですよ。ご存知ですよ。それでこの2ヶ月間の間で僕もずっと思ってますけど。文化庁の理解というのはどこで理解を得られるのか。

この中間案が、これまずこれは文化庁の方に提出した資料なんですか、この中間案っていうのは？

村木副所長：こちらにつきましては提出というところではございませんけれども去る3月31日にお示しした時点で、文化庁の方もオブザーバーとして来ていただきましたのでその際などにご意見等を頂戴しておるところでございます。

浅井正仁（自民・中川区）：そうすると正式にはまだ文化庁とは何もやってないというところだと思うんですけども。

そん中で現状許可、御深井丸だとか、穴蔵だとかの現状許可を取るときはタイミングっていうのはどれぐらいになるのか、例えばこの中、再発防止策が認められたときになるのか、あるいは毀損をしたところの修復の案を出したときになるのか、それとも全て修復したときになるのか、一体どこなんだろうと僕は思うんですよ。

で、局としてね、それはなかなかわからないと思うんだけどどの辺で理解が得られると思うのか、ちょっとお答え願いたいと思います。

佐治所長：詳細を文化庁と詰めているわけではございませんが、私どもとしましては、まずこの再発防止対策、これを部会にかけてその上で意見をいただいて若干必要があれば修正した上で全体会議にもう一度戻していただいて、そこでご意見をいただいてそれで中間案をとった形で文化庁に提出したいというふうに考えております。そこで文化庁のご了解をいただいて、一応この件についてはあの整理がついたというふうにしていきたいなというふうに考えているところでございます。

その上で今後の必要な調査については、その後努力をしながら現状変更許可の手続きをとっていくといった形に乗せていきたいなというふうに考えております。

浅井正仁（自民・中川区）：現状では有識者の会議で一生懸命練って練ってってというところで、どこの時点というのわからない中において、2月の定例会でも5番の話をさせてもらったんだけどやっぱり石垣部会でも5番の話は出た。全体会議に至ってはその5番の場所さえ違ってるんじゃないかってそこまで言われた中においてこれ修復するとなると、ものすごい時間がかかると思うんですよ。文化庁はこの修復のところまで修復のできる案のところまで認めないといったときには、この工程自体っていうのが工程はいいかもしれないけど、この工期自体は何の意味もないと思うんですけどもね。ただ、わかりやすいから28年というのが動いちゃってるけども、本会議でも局長は前後することはあると言われた。ね、まさしく今がねコロナとそして毀損とわかんない状態だ。だから年数はこれでいけるんね。

調査が始まってからの8年と10ヶ月か、ここは間違いなくやるという、そういう考えでいいんですよ。

荒川主幹；議員ご指摘の通り調査がスタートしてからの期間として考えております。

浅井正仁（自民・中川区）：今ね言われたのでちょっとねそうすると、これか。

先ほど江上委員も言ったけど吸収という言葉があるんですよ、ね。

吸収となると、あたかも2028年の10月だっていうのがね、にあるんじゃないのかなと、

どうしてもそこに間に合わせるために名古屋市はやるんじゃないのかなって僕も思うんですよ。

一つ聞くとね、この吸収というのはね、どこで吸収するのか。

例えば復元検討委員会を今これ多分5回予定している。それを4回にする、3回にする。

そこで吸収するのか。どこで吸収するのか具体的に教えてください。

荒井主幹：具体的にどこでとお問い合わせなんですけど、今現在ははっきりと申し上げることはできません。ですが我々の手続きですとか、価格交渉ですとかそういった短くできる可能性のあるところについては短くし、またあの丁寧にやらなければならないところについては丁寧にやっていくということで、そういった全体を見渡した中で吸収できればというふうに考えております。

浅井正仁（自民・中川区）：僕、吸収なんて使わない言葉使わない方がいいと思いますよ。ね、何か同じことを2022年の完成のときと同じように思えてしょうがない。

ね、あんたたちが頑張る頑張るって言ってきて復元検討委員会を3回でやる2回でやる。

1回でやる。拳句の果てに審議会だけで通すと言ってきた。

まさしくこの吸収ってそういうことにとられると思うんですよ。この姿勢っていうのはね文化事業に対してもね、本当に名古屋市いいのかなって思うところが、私はごさいますので。

ほんで、このまとめのところで2段落目。この中間報告のお互いが伝わっているだろうわかっていだろう知っているだろうでの思い込みしっかりと確認せずという文言があるんですけども、ものすごい猛省してるなっていうね、思うんだけど今までは何だったのか、ね。

史跡の保存に対して全く機能してなかったのじゃないのかとも思える文面であります。

ここまで猛省しているならその工期にとられずに、ね。

8年何ヶ月でしっかりとやるんだと。ね、調査をしてからなんだと、そういった文言に変えた方がいいと思うんですけどもどう思われますか。

松雄局長：ずっと議員とも議論をしまいいりましたし、ご指摘も頂戴して参りました。私どものやっぱり一番のこれまでの反省というのは工期がありきで、2022年に作るんだといったようなことがありきでずっと進んで無理に無理を重ねてきたといったようなこともございました。

ですから、今回につきましては、もちろん目安と目安としても、工期というのがありますけれども、どうしても木造復元までの手順、工程表に重きを置いたようなものにしたことで、実際のその工期につきましては短くなる場合もあるし、さらに伸びる場合もあるといったようなあの答弁をさせていただきましたので、今はまず、審議会の中でも全体整理検

討会議の部会も含めてもこの手順でまずいいのかどうかといったことをしっかり把握させていただいて、2年間でやる3年間でやるっていう姿勢ではなくてやっぱり安全なものについて全力をあげるといような姿勢で行ってまいりたいというふうに思っております。それともう一つやっぱり市民の皆様にも一定ここまで来たと、でもこの予定よりも短くできた、この予定でも長くなったといったことをやはりわかりやすく説明をさせていただいて、ご理解をいただきながら進んでまいりたいというふうに思っております。

浅井正仁（自民・中川区）：最後に言わさしてもらいますけども学芸員さんも補強されたと聞いております。だけど、新人の方も多数お見えになるといったところで、搦手の方も4年でやる二の丸もやらなきゃいけないこの天守もやらなきゃいけない。でしっかりとその学芸員のみなさん皆さんで育ててあげてください。

特にね、あの村木さんね、大先輩ですんで学芸員さんをしっかり育てていただきたい。

そして今の観光業界は、このコロナで大打撃を受けていると思います。

ね名古屋城も閉まっているし、いろんな観光事業もできないその中でね、このV字回復に向けてね、今はそれを優先するべきだと思うんで、この名古屋城も大切。

しかし、とりあえずは観光をそちらの方頑張っていたいただきたい一つだけ要望させていただきます。

議長：他によろしいですか。

他にないようであります。

以上で本件を終了いたします。説明員の入れかえお願いをいたします。